

全建事発第 111 号
令和 5 年 1 月 18 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤 男

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置にかかる
令和 5 年における評価基準の率について

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記措置については、国土交通省直轄工事において令和 4 年 4 月から運用されているところですが、令和 5 年の評価基準の率について改定は行わない旨、別紙のとおり、事務連絡を国土交通省本省より各地方整備局はじめ関係各位へ通知したことについて本会に対し、連絡がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

・別紙 国土交通省内通知文

以 上

【担当】事業部 山中
TEL : 03-3551-9396
FAX : 03-3555-3218
E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp